平成２１年（フ）第１１８号
滋賀県近江八幡市堀上町344　シャトレー六番館301号、住民票上の住所大阪府四條畷市南野３丁目１番36号
債務者　なごみの極こと　稲葉　智也
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１１９号
滋賀県近江八幡市杉森町275番地10
債務者　熊田　千恵
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１２３号
滋賀県彦根市高宮町270番地２　Ｃ―212号
債務者　高橋　宏典
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１３０号
滋賀県彦根市錦町８番19号
債務者　土川　弥佳
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１３９号
滋賀県東近江市宮川町683番地58
債務者　片岡　育子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１４３号
滋賀県東近江市平柳町786番地、住民票上の住所兵庫県宝塚市美座２丁目５番10号
債務者　上﨑　伸一
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第４４号
福岡県筑後市大字水田1017番地１　レオパレスみずた103号
債務者　古賀　康信
1　決定年月日時　平成21年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第３０７号
鹿児島県鹿児島市東坂元４丁目48番５号
債務者　喜志多和子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２２号
北海道虻田郡倶知安町北３条東７丁目12番地10　羊蹄団地４号棟102号室
債務者　沖　寿富美
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第２３号
北海道虻田郡倶知安町北４条東４丁目３番地４　望羊団地２号棟107号室
債務者　吉田美津代
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第４６４号
仙台市宮城野区福室３丁目15番23号　サンハイツミウラ201
債務者　綱木　　淳
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６７６号
仙台市太白区坪沼字板橋65番地の１
債務者　菅原　　稔
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６７７号
仙台市太白区坪沼字板橋65番地の１
債務者　菅原　　恵
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７６１号
仙台市若林区沖野２丁目20番12―301号
債務者　今野真理子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７９１号
宮城県名取市飯野坂６丁目４番18号
債務者　鈴木　尚子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８１９号
仙台市太白区茂庭台４丁目25番19―506号
債務者　大城　珠美
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８４９号
宮城県塩竈市藤倉１丁目10番12号　熊谷アパート１号
債務者　阿部　勝江
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係